

交際費等 課税制度について

交際費等課税制度は昭和29年度の税制改正により導入されました。創設時には、期末資本金が500万円以上の大法人に限定されていましたが、昭和36年度の税制改正により全法人が対象となり、今日に至っております。ある支出が交際費等に該当するかどうかは法人の所得に影響を与えます。そこで今回は交際費等の範囲についてご説明いたします。

1. 交際費等の定義

交際費等については、租税特別措置法61条の4第4項で、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」と定義されています。同項は、交際費ではなく交際費等としていますが、これは会計上の勘定科目で使われる交際費よりもさらに範囲が広いとされています。

2. 交際費等損金不算入制度

交際費等であっても、会社の事業と直接の関連がある限り損金の額に算入されるべきものであります。しかし、法人の支出する交際費等の中には事業との関連性の少ないものがあること、また、交際費等の損金算入を無制限に認めると、いたずらに法人の冗費・濫費を増大させるおそれがあることから、租税特別措置法で資本金が1億円を超える法人については、原則としてその全額が損金不算入とされ、資本金が1億円以下である法人(中小法人)についてのみ、交際費等の額のうち年額で800万円の定額控除限度額の範囲内で交際費等の損金算入を認めています。

※アベノミクスの経済対策の一環として、法人の支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額について損金不算入とする制度が導入されています。この制度は中小法人のみならず全法人が対象となります。

■交際費等の損金算入限度額

損金算入限度額	中小法人 (資本金1億円以下)	大法人 (資本金1億円超及び資本金5億円以上の法人の100%子法人等)
①定額控除限度額 年間800万円以下	①あるいは② のいずれかの金額	②の金額
②接待飲食費 年間支出の50%以下 (社外の人に参加していることが必要)		

※持分なし医療法人については、以下の算式で計算した金額を出資金(資本金)とみなして判定

【出資の金額に準ずる額】
(期末総資産簿価-期末総負債簿価-当期利益(または+当期欠損金))×60%

3. 交際費等の範囲

交際費等の定義は1.で説明しましたが、交際費等の範囲は社会通念上の交際費より相当に広がっています。その範囲を交際費等の支出先、支出の方法、支出の意義から確認します。租税特別措置法関係通達はそれぞれにつき、以下のように定めています。

(交際費等の支出の相手方の範囲)

措置法通達61の4(1)-22 措置法第61条の4第4項に規定する「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意する。

(交際費等の支出の方法)

措置法通達61の4(1)-23 措置法第61条の4第4項に規定する法人の支出する交際費等は、当該法人が直接支出した交際費等であると間接支出した交際費等であると問わないから、次の点に留意する。

- ①2以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担した場合においても交際費等の支出があったものとする。
- ②同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をしてその費用を法人が負担した場合においても、交際費等の支出があったものとする。
- ③法人が団体等に対する会費その他の経費を負担した場合においても、当該団体が専ら団体相互間の懇親のための会合を催す等のために組織されたと認められるものであるときは、その会費等の負担は交際費等の支出があったものとする。

(交際費等の支出の意義)

措置法通達61の4(1)-24 措置法第61条の4第1項に規定する各事業年度において支出した交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものをいうのであるから、次の点に留意する。

- ①取得価額に含まれている交際費等で当該事業年度の損金の額に算入されていないものであっても、支出の事実があった事業年度の交際費等に算入するものとする。
- ②交際費等の支出の事実のあったときは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいうのであるから、これらに要した費用につき仮払又は未払等の経理をしているとしないと問わないものとする。

このように交際費等の支出の対象は、法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係する者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むと、その範囲は相当に広がっております。また、その支出の様子は、直接的であると間接的であると問わず、未払いのものも交際費等に含まれます。さらに、その内容は、得意先、仕入先その他事業に係る者等に対するものであれば、接待、供応、慰安、贈答だけでなく、その他これらに類する行為まで範囲に含まれます。

4. 交際費等から除かれる費用の例

交際費等の範囲は広く、その該当性を判断するのは容易ではありません。例えば、以下に例示する費用は、交際費等から除くこととされています。

- ①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ②飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。)であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用

なお、この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

- イ 飲食等の年月日
- ロ 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ 飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地(店舗がない等の理由で名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の名称、住所等)
- ホ その他参考となるべき事項

③その他の費用

- イ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- ロ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- ハ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

(注)上記②の費用の金額基準である5,000円の判定や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理(税抜経理方式又は税込経理方式)により算定した価額により行います。

(まとめ)

交際費等の範囲は広く、交際費等の例示も膨大なものがあります。実務上、頻出するものは事前に内容を把握しておく必要がありますが、全てを網羅することは困難です。判断に困った際には税理士事務所にご相談ください。

●執筆:春畑税理士事務所 (監査部 監査一課 春畑 光美)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/

MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805